

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「総合企画局長」を「市民・こども局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

総合企画局及び市民・こども局の組織整備に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○教育委員会事務の委任等に関する規則 昭和47年3月29日教委規則第20号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。</p> <p>(1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。</p>	<p>○教育委員会事務の委任等に関する規則 昭和47年3月29日教委規則第20号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。</p> <p>(1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館（以下「高津市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと（指定管理者が行う事務を除く。）。</p> <p>(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事 こと。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事 こと。</p> <p>10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部</p>	<p>(1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館（以下「高津市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと（指定管理者が行う事務を除く。）。</p> <p>(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事 こと。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事 こと。</p> <p>(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事 こと。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、総合企画局長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事 こと。</p> <p>10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部</p>

改正後	改正前
<p>長に委任する。</p> <p>(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。</p> <p>(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。</p> <p>（第3条以下 略）</p>	<p>長に委任する。</p> <p>(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事（指定管理者が行う事務を除く。）。</p> <p>(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。</p> <p>（第3条以下 略）</p>